## 委 託 契 約 書 (総価契約) (案)

委 託 業 務 名	景浦山事業区利用間伐業務(5-1)
履行場所	安芸区阿戸町
委託期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
委託契約金額	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税相当額 円)
契約金額の請求 (期限)	請求期限 受注者は発注者の検査完了後、業務が完了した日の翌日から起算して30日以内に支払請求書を提出するものとする。
支 払 期 日 ( 期 限 )	契約代金の支払期日(期限)は、業務が完了した日から起算して 60日目に当たる日とする。ただし、発注者の検査完了後、請求があ った日から起算して30日目に当たる日が早く到来する場合は、当該 日とする。
検査完了期日 (期限)	公益財団法人広島市農林水産振興センター委託契約約款のとおり
契 約 保 証 金	要 ただし、公益財団法人広島市農林水産振興センター契約規則第30 条第1号又は第3号に該当する場合は免除
そ の 他 の契 約 事 項	公益財団法人広島市農林水産振興センター委託契約約款のとおり
特 約 条 項	なし
適用除外事項	契約保証金を免除した場合は、公益財団法人広島市農林水産振興センター 委託契約約款第 1 6 条適用除外
管轄裁判所	広島地方裁判所

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の公益財団法人広島市農林水産振興センター委託契約約款によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 広島市安佐北区深川八丁目30番12号 公益財団法人広島市農林水産振興センター 理事長 山地 正宏

受注者